

トンネル換気シミュレーションサービス約款

(年会員用)

第1条 目的

この約款は株式会社 FITUT 研究所（以下、当社と呼ぶ）がインターネット経由で提供する、道路トンネルの換気シミュレーションサービス（以下、本サービスと呼ぶ）を利用する会員のうち、本約款の第4条にのべる年会員に関する諸事項を定めるものです。

第2条 会員登録

1. 本サービスを利用される方は、まず会員登録を行っていただきます。インターネット経由等で会員登録をさせていただきますと、いただいた情報を当社で確認した後、「会員登録申込書」、「トンネルシミュレーションサービス約款（年間会員用）」（本書です）、「シミュレーションサービス利用の手引き」、「仮IDと仮パスワードおよびその有効期間を記載した書類等を郵便にてお送りします。この手続きに費用負担は発生しません。
2. 本サービスを利用される方は、「シミュレーションサービス利用の手引き」および仮IDと仮パスワードを使用して、当社が指定した有効期間のみ、当社が提供する本サービスをお試しいただけます。
3. お試しいただいた後、継続使用を望まれる場合には、「会員登録申込書」に必要事項を記載し、当社へ郵便またはFAXにて送付いただくとともに、定められた年間会費を指定された銀行口座に振り込んでいただきます。当社にて確認後、会員登録の手続き完了を通知します。
4. 上記した試用のための仮IDと仮パスワードの発行は、同一の法人または個人に対して、原則として一度のみとさせていただきます。
5. 仮ID、仮パスワードによる本サービスの利用を理由に、会員登録を強要することはありません。

第3条 会員資格

1. 会員資格は、当社が手続き完了を通知した時点で発生し、この時点と第2条でのべた、お試し有効期間終了時の内、遅いほうの日付を基点として、一年後の同日の前日まで継続します。
2. 会員資格が終了する約一ヶ月前に、当社からその旨の通知と、ご継続意志の有無の問い合わせを行います。
3. 会員登録後、登録された情報に変更があった場合には、遅滞なくインターネット経由で変更を申請して頂きます。変更情報を当社で確認した後、e-mailで変更確認の通知を行います。
4. 会員が第三者に会員たる権利を譲渡することはできません。

第4条 会員の種類

次の4種の会員資格を設定しております。会員登録に際しては、本サービスを利用される頻度によって、その中から最適なものを選択いただけます。

1) 第一種年会員

年間使用可能シミュレーション数： 300件以内

登録利用者数（ID発行数）： 5人以内

2) 第二種年会員

年間使用可能シミュレーション数： 100件以内

登録利用者数（ID発行数）： 2人以内

3) 第三種年会員

年間使用可能シミュレーション数： 30件以内

登録利用者数（ID発行数）： 1人以内

4) 賛助年会員

年間使用可能シミュレーション数： 10件以内

登録利用者数（ID発行数）： 1人以内

第5条 年会費

会員の種類ごとに定められた年会費を、第2条に記載の要領で前納いただきます。いったんお納めいただいた年会費の返却要求には、当社に明らかな過失があると認められる場合を除いて応じません。

第6条 会員の遵守事項

会員または関係する第三者が次の各号を行うことは、禁止されております。会員はこれらの規則の遵守を求められるものとします。

- (1) 当社に対して虚偽の申告、届出を行なう行為
- (2) 本サービスの運営を妨げる行為、またはその恐れのある行為
- (3) 当社が契約者に貸与したIDもしくはパスワードを不正に使用する行為、またはその恐れのある行為
- (4) 本サービスを通じて、もしくは本サービスに関連して、コンピュータウィルス等有害なプログラムを使用する、または提供する行為、或いはその恐れのある行為
- (5) 法律、法令もしくは条例に違反する行為、またはその恐れのある行為
- (6) 前各号に定める行為を助長もしくは促進する行為、またはその恐れのある行為

第7条 脱会および会員資格の拒絶

1. 会員が脱会を希望される場合には、インターネット経由で脱会を申請して頂きます。当社にて脱会手続の完了後、e-mailで手続完了の通知を行いますが、お納めいただいた年会費は返却いたしません。

2. 会員が次の各号に該当した場合、当社の一方向的な判断のみで会員資格を拒絶する場合があります。拒絶手続きが完了した時点で、本サービスの提供は自動的に停止されますが、お納めいただいた年会費は返却いたしません。

- (1) 会員が会員情報に虚偽の事実を申請していた場合
- (2) 会員が本サービスの利用にあたり、契約上の義務を怠る恐れがあることが明らかである場合
- (3) その他、当社が会員として適当でないと判断した場合

第8条 サービスの一時停止

当社は、健全なサービスを維持するために必要と判断した場合に、会員への通知のみで本サービスを一時的に停止することがあります。

第9条 当社の責任範囲

当社は、本サービスを有償で提供する場合、下記の範囲で責任を負います。

- (1) 当社の責任は、会員が本サービス利用の検収後1ヶ月以内に、シミュレーション結果の異常を発見し、かつそれがシミュレーションソフトウェアの欠陥に起因する場合に限り発生します。
- (2) 前号の場合、当社は直ちにソフトウェアの欠陥修正をおこない、欠陥修正後のソフトウェアによる該当シミュレーション再実行が、可能な状況に復旧させます。
- (3) この場合、会員が蒙った前号以外の損害については、当社の責任範囲外とさせていただきます。

第10条 当社の免責事項

次の各号に起因する会員および第三者の損害や紛争に対して、当社は一切の責任を負わないものとします。

- (1) シミュレーションの結果に基づいて、会員および第三者が独自に評価し、実施した行為
- (2) 会員および第三者が、第9条3号によって当社の責任範囲外である領域を、訴える行為
- (3) 本サービスを提供する、ネットワークシステムの障害から発生するサービスの中断、誤作動等
- (4) パラメータ設定ミス等、会員の誤操作
- (5) 第7条の会員の遵守事項に違反した利用

第11条 約款の変更

1. 当社は、この約款の内容を変更することがあります。約款を変更するときには、事前にその内容を会員に通知いたします。
2. 前項の本サービス取りやめにともなって会員に発生した損害に対して、当社は責任を負わないものとします。

第12条 サービスの継続

1. 当社は、都合により本サービスを取りやめることがあります。その場合には、取りやめ実行の3ヵ月前までに会員に通知するものとします。
2. 前項の本サービス取りやめにもなって会員に発生した損害に対して、当社は責任を負わないものとします。

第13条 個人情報の保護

当社は、会員情報の利用について本サービスの提供の目的のみに限定すると共に、会員情報保護の為、不正アクセス、紛失、破壊、改竄及び漏洩等を防止する適切かつ合理的な措置を講じます。また当社は、会員の設定になるパラメータ等を必要に応じて確認し、問題ありと判断した場合には、連絡して対処を求めますが、それによって当社が知り得た情報を、他の目的に利用したり、第三者に漏らしたりすることはありません。

第14条 管轄裁判所

会員と当社の間で本サービスの利用に関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

附則：本約款は、平成17年1月21日より効力を発するものとします。